

会 議 の 傍 聴 要 領

傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の事項を遵守してください。

- 1 会長の指示に従い、静粛に傍聴してください。
- 2 会議場において、発言を求めたりする行為、または委員の発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明する行為はしないでください。
- 3 旗、のぼり、プラカード、楽器等を使用した示威的行動はしないでください。
- 4 録音、撮影等はしないでください。
- 5 会議場内で飲食又は喫煙等、他の傍聴人の迷惑になるような行動はしないでください。
- 6 その他会議の進行を妨げるような行動はしないでください。

会場の秩序維持

傍聴人がこの要領に違反したときには、退場していただくことがあります。